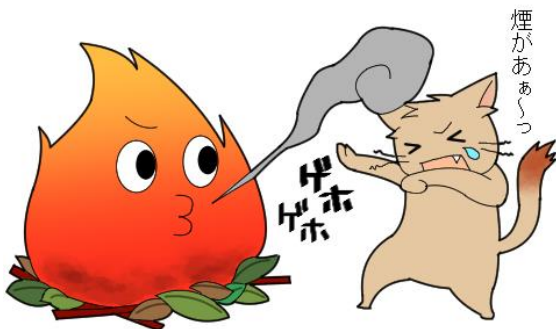


ごみの野外焼却は 法律で禁止されています!! またそれらのごみ(廃棄物)を不法投棄 した場合も処罰の対象となります。

【罰則】 廃棄物を不法投棄した者及び違法に野外焼却した者（未遂行為含む）は、法律により5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられることがあります。

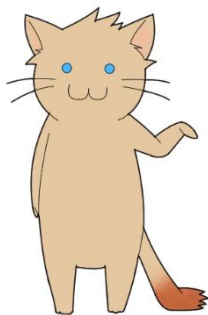
近隣への迷惑



火災の危険



地域の自然環境、生活環境が保全されるよう、廃棄物の適正処理にご協力をお願いいたします。



農業等に伴いやむを得ないものとして行われる焼却や、たき火等軽微なものであっても、近所の迷惑になる場合はやめましょう。焼却の中止を指導する場合があります。

《問い合わせ先》 呉市中央4丁目1-6 呉市役所 環境政策課
電話：0823-25-3303